

# I 下北教育事務所学校教育指導の方針と重点

下北教育事務所では、「青森県教育施策の方針」を受け、学習指導要領等及び青森県教育委員会で定めた「令和8年度学校教育指導の方針と重点」、管内における学校教育の現状と課題を踏まえ、下北管内における学校教育指導の方針と重点を策定しました。

## 1 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

教育課題 管内の現状	<b>「確かな学力の育成」</b> 管内では、学力諸調査等の結果において、県及び全国を下回る状況が続いています。また、各小・中学校の多くが「学習に受け身である。」「対話的な学びが個の考えの深まりにつながらない。」「基礎的・基本的な学習内容が定着していない。」ことを自校の課題と捉えています。
課題解決のため の手立て	児童生徒の確かな学力を育むためには、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めることが重要です。
課題解決に向け た当教育事務所 の重点・事業等	そのため、当教育事務所では、 <b>【授業の充実】</b> を今年度の重点と掲げ、諸調査等の分析や、計画訪問及び随時訪問、おしえてSKJ、複式学級担任者研修会などを通して、指導方法の工夫改善につながる取組の充実に努めます。
教育課題 管内の現状	<b>「豊かな心の育成」</b> 管内では、児童生徒100人当たりの不登校出現率が年々増加し、長期化する傾向が見られます。また、SNSを介したトラブルやいじめなどの問題行動等も依然として発生しており、解決に向けて、答えが一つではない道徳的な課題を児童生徒一人一人が自分自身の課題として捉え、向き合うことが求められています。
課題解決のため の手立て	児童生徒の豊かな心を育むためには、発達支持的生徒指導を基盤として、自ら選択・判断して行動する力を身に付けさせたり、自己肯定感や自己有用感を育んだりするとともに、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う教育の充実に努めることが重要です。
課題解決に向け た当教育事務所 の重点・事業等	そのため、当教育事務所では、 <b>【生徒指導の充実】</b> <b>【道徳教育の充実】</b> を今年度の重点と掲げ、各訪問や「生徒指導研究協議会兼安心できる学校づくり研修会」、ケース会議等への支援、SC及びSSW派遣事業、道徳教育推進事業などを通して、児童生徒が個性を発見し、自分のよさや可能性を伸ばす取組の充実に努めます。

## 教育課題

### 「健やかな体の育成」

#### 管内の現状

管内では、授業以外の運動時間の減少や、積極的に運動する子とそうでない子の二極化、肥満傾向児の増加、不安やストレスの増大等、健康に関する様々な課題が指摘されています。また、「生活リズムの不調」や「学校生活に対してやる気が出ない等」が不登校の背景にも挙げられています。

#### 課題解決のための手立て

児童生徒の健やかな体を育むためには、発達の段階を考慮しながら、身近な生活における健康に関する知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践したり、現在及び将来の体力の向上を目指し、自ら進んで運動に親しんだりする教育の充実に努めることが重要です。

#### 課題解決に向けた当教育事務所の重点・事業等

そのため、当教育事務所では、**【体育・健康教育の充実】**を今年度の重点と掲げ、各訪問や体育・健康教育に関する研修会、健康教育実践研究支援事業などを通して、児童生徒の心身の健全な発達を促す取組の充実に努めます。

## 教育課題

### 「教員等の資質の向上」

#### 管内の現状

管内では、特別な配慮を必要とする児童生徒への適切な支援や、学校の小規模化、経験年数の少ない教員の割合の増加など、多様な課題への対応が求められています。

#### 課題解決のための手立て

教員等の資質の向上に向けて、全ての教員が学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、児童生徒一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割も果たすよう、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的に新しい知識・技能を学び続けることが重要です。

#### 課題解決に向けた当教育事務所の重点・事業等

そのため、当教育事務所では、**【特別支援教育の充実】****【研修の充実】**を今年度の重点と掲げ、校内支援委員会等への支援や、特別支援教育巡回相談員制度、主管する事業・研修の実施などを通して、教員等の資質の向上と教育活動の充実を図る取組の充実に努めます。

管内各小・中学校においては、「下北教育事務所学校教育指導の方針と重点」及び、青森県教育委員会が定めた「令和8年度学校教育指導の方針と重点」を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施し、知・徳・体を育む学校教育の推進に尽力願います。

## 2 重点

### 授業の充実

#### 実践事項1 単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通した指導計画等の整備

(1) 各教科等の目標を達成するための年間指導計画を作成し、活用する。

- ① 諸調査の結果を基に、児童生徒や学校、地域の実態を把握し、学習指導要領に示されている目標、内容及び時間数の配分を踏まえて計画する。
- ② 重点的に指導すべき単元や繰り返しが必要な内容を適切に配置する。
- ③ 年間指導計画を日常的に見直し、改善を図る。

#### 【複式指導における工夫】

- ・ 複式指導の類型※1を踏まえ、教科の特性（系統性や順次性など）や児童生徒の実態（学年差や個人差など）を考慮した上で、年間指導計画を作成する。
- ・ 学年別指導において、指導の効果を高められるよう、2つの学年の指導内容の関連を考慮し、単元の配列を工夫したり単元全体をずらしたりするなどして年間指導計画を作成する。
- ・ 同単元指導において、同程度又は異程度の目標や内容を設定し、児童生徒の実態に応じた指導を行い、適切に評価する。

(2) 単元や題材で育成を目指す資質・能力を明確にした単元の指導計画を作成する。

- ① 問題解決の見通しを立てたり、考えを広げたりする場面を設定する。
- ② 児童生徒が考える場面と教師が指導する場面などを設定する。
- ③ 内容の重要度や児童生徒の学習の実態に応じて取り扱いに軽重を加える。 など

#### ※1 複式指導の主な類型

- ① 学年別指導…各学年の学習内容を別々に指導する形態  
「同教科異単元指導」…同教科において、学年で異なる単元（題材）で指導する方法
- ② 同単元指導…教科の特性に応じて、2個学年を同じ単元（題材）で指導する形態  
「同内容指導」…同教科において、同じ教材で同じ内容を単式形態で指導する方法

#### 実践事項2 「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業づくり

(1) 問題解決的な学習を重視し、1単位時間の指導に当たっては、次のような取組を設定し指導方法の工夫をする。

- ① 学習活動の目的や手立て、ゴールを明確にし、児童生徒に必然性のある課題を設定する。
- ② 全ての児童生徒に自身の考えをもたせる工夫をし、多様な考えに触れ、新たな気付きや考えを深める問題解決の場を設ける。
- ③ 児童生徒が考えを表現し、成長や変容を振り返る場を設定する。
- ④ 児童生徒の学びの姿を視点とした評価や見取りを積み重ねる。

#### 【複式指導における工夫】

- ・ 児童生徒が自分たちの力で学習を進めたり、考えを深め合ったりすることができるよう、ガイド学習※2の充実を図る。
- ・ 学年別指導において、直接指導、間接指導及び同時間接指導の特長を理解し、学習活動が効果的に行われるように「わたり」と「ずらし」を工夫する。

(2) 「おおむね満足できる」状況(B)を授業で適切に見取り、「努力を要する」状況(C)への手立てを考え、教師の指導改善に生かす。

- ① 児童生徒一人一人の理解の状況や習熟の程度、よい点や進歩の状況などを積極的に評価し、目標や課題をもって学習を進めることができるようにする。
- ② 児童生徒のつまずきの要因を明確にし、それを解消するための手立てを講じる。

(3) 「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化を図る。

①資質・能力を育成するために、児童生徒の視点や思考に寄り添い、教科の特質に応じた見方・考え方を鍛える視点からの教材解釈と教材研究の深化を図る。

②教材研究の観点

知識及び技能	知識を相互に関連付けてより深く理解したり、新たな技能を、既得の技能等と関連付けたりして、他の学習や生活の場面で活用できるよう工夫する。
思考力、判断力、表現力等	精査した情報を基に自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、目的や場面、状況等に応じて互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程となるよう工夫する。
学びに向かう力、人間性	学んだことの意義を実感できるような学習活動となるよう工夫する。

(4) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る。

①「個別最適な学び」の推進

- ・教師が児童生徒一人一人の特性や学習到達度等に応じて、指導方法や教材を工夫した指導を行う「指導の個別化」を図る。
- ・教師が児童生徒一人一人に合わせた学びを支援し、児童生徒自身が最適な学び方を選択・調整できる学習の機会を提供する「学習の個性化」を図る。

②「協働的な学び」の推進

- ・「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、多様な他者と協働し、感性や考え方に触れ、刺激し合う学びを実現できるよう指導を工夫する。

③「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

- ・「個別最適な学び」の成果を「協働的な学び」に生かし、その成果を再び「個別最適な学び」に還元することで、一体的な学びとなるよう充実を図る。

※2ガイド学習…間接指導の効率化を図るために考えられた小集団学習の一形態で、児童生徒の集団から選ばれたガイド（案内役）が教師の指導の下に立てた学習進行計画によってリードしながら共同で学習する方法。

#### <参考資料>

##### 【授業の充実】

文部科学省

- ・「学習指導要領の趣旨の実現に向けた 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料」(R3)
- ・「教育課程部会における審議のまとめ 2. 育成を目指す資質・能力と個別最適な学び・協働的な学び」(R3)
- ・「小学校・中学校学習指導要領(H29告示)解説 総則編」(H29)
- ・「小学校・中学校学習指導要領(H29告示)解説 総合的な学習の時間編」(H29)

国立教育政策研究所

- ・「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料【小学校(各教科等)】【中学校(各教科等)】」(R2)

青森県教育委員会

- ・「令和2・3年度指導資料第40集 へき地・複式教育ハンドブック（事例編）」  
[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/files/R03\\_hekifukuhandbook40.pdf](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/files/R03_hekifukuhandbook40.pdf)



- ・「平成29・30年度指導資料第39集 へき地・複式教育ハンドブック（一般編）」  
[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/files/H30\\_hekifukuhandbook39.pdf](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/files/H30_hekifukuhandbook39.pdf)



## 生徒指導の充実

### 実践事項 1 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

- (1) 校長のリーダーシップの下、生徒指導主任（主事）等を中心に、チーム学校による組織的・計画的な取組を推進するとともに、定期的実践状況を確認し、改善を図る。
- (2) 家庭、地域社会、関係機関等（SC、SSW、警察、児童相談所等）との連携及び協働を図る。
- (3) 新たな教育問題の対応などについて、教職員同士が同僚性を持ち続け、継続的に振り返り、学び合う文化・風土が根付くよう、校内研修の一層の工夫と充実を図る。

### 実践事項 2 不登校の予防及び児童生徒の社会的自立を目指した支援の充実

- (1) 不登校対応の重層的支援構造に基づいた取組を推進する。
  - 【予防】
    - ・児童生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるための「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業」を工夫する。
    - ・児童生徒のSOSを出す力の獲得及び教育相談体制の充実を図る。
  - 【早期発見】
    - ・児童生徒の変化や成長に対するアンテナを高めるとともに、保健室等との連携や情報共有及び保護者との日頃からの信頼関係づくりに努める。
  - 【個々の状況に応じた具体的な支援】
    - ・休み始めの段階でのアセスメント（スクリーニング会議）と、教職員、SC、SSW、保護者の連携・協働による支援を開始する。
    - ・ケース会議に基づき、不登校児童生徒に対する家庭訪問やSC、SSW等による個別面談、別室（校内教育支援センター）登校、校外関係機関と連携した継続的な支援を行う。

### 実践事項 3 家庭や地域社会、関係機関等と連携した情報モラル等に関する指導の充実

- (1) インターネットをめぐる課題に対する重層的支援構造に基づいた取組を推進する。
  - 【未然防止】
    - ・特定の時間だけの指導ではなく、教育課程全体（家庭科・技術家庭科、道徳科、特別活動等）を横断した情報モラル教育を通して、未然防止に取り組む。
    - ・逃げ場としてのインターネットの利用に陥らないよう、学校、家庭、地域で児童生徒が安心できる居場所づくりに取り組む。
  - 【早期発見】
    - ・保護者や地域への啓発活動（危険性の周知、フィルタリング等の普及やルールづくりの必要性など）を行う。
    - ・人間関係の変化、学校生活上の変化、家族とのやり取りや生活リズムの変化等を見逃さず、面談を行ったり保護者と情報共有したりする。
  - 【適切かつ迅速な対処】
    - ・児童生徒の被害拡大を防ぐことを最優先し、児童生徒及び保護者等と一緒に解決していく姿勢で対応に当たる。
    - ・法的な対応が必要な指導については、速やかに関係機関と連絡を取り合っ対応する。

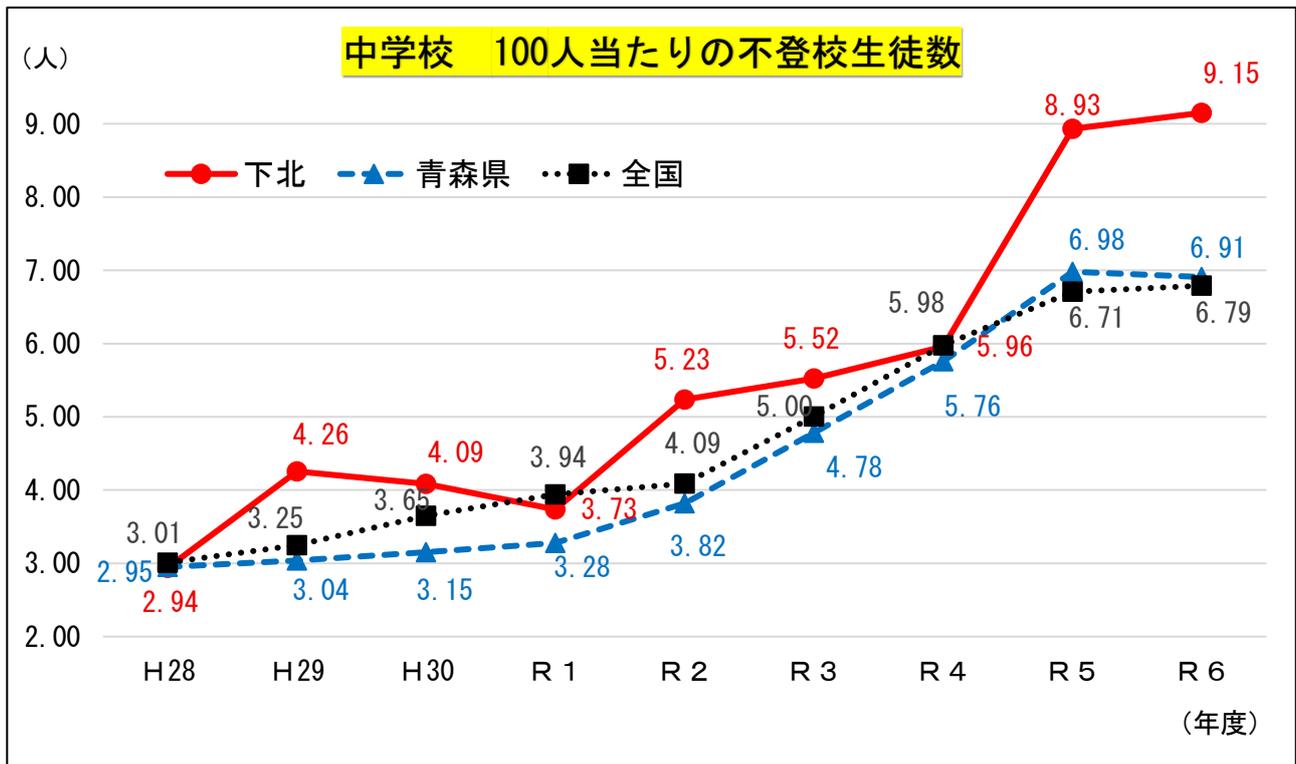
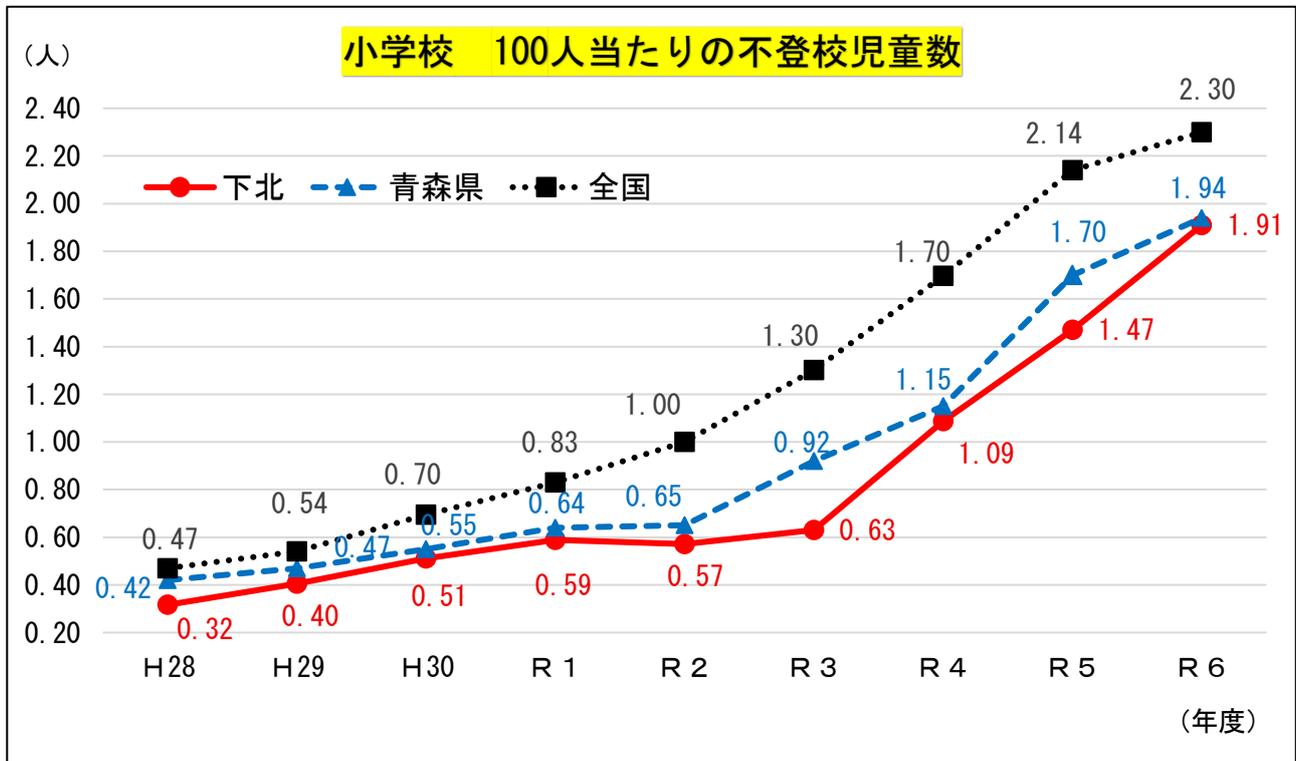
### 実践事項 4 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

- (1) いじめ対応の重層的支援構造に基づいた取組を推進する。
  - 【未然防止】
    - ・児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や、道徳科及び学級活動等を通して「いじめをしない」能力や態度を身に付けるための取組を行う。
  - 【早期発見】
    - ・日々の健康観察、アンケート調査や面談を実施し、いじめの兆候を見逃さないように努める。
  - 【適切かつ迅速な対処】
    - ・被害（被害の疑いのある）児童生徒への安全確保を優先した迅速な対処を心がけるとともに、学校いじめ対策組織へ状況を報告する。
    - ・いじめの解消に向けた組織的な指導・援助（いじめ防止対策組織による被害児童生徒ケア、加害児童生徒指導、関係修復等）を行う。

## 【参考資料】管内各小・中学校不登校児童生徒数の推移

下北管内の不登校児童生徒数について、全国及び青森県と比較することで、下北管内の現状を捉えるため、以下の資料（調査名が変更された平成28年度からの数値）を掲載するものである。

※全国は国公立学校、青森県・下北は公立学校の数値である。



※「H28～R 6 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）より

## 道徳教育の充実

### 実践事項1 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

- (1) 校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に、全教職員が協力して道徳教育を展開する機能的な指導体制を整備し、充実を図る。
- (2) 校内研修等で道徳教育を取り上げるなど、学習指導要領及び解説の趣旨や内容の理解をより深める。
- (3) 道徳教育の重点や推進すべき方向について教職員間で共通理解や連携を図り、全体計画及び別業を随時見直し、指導の改善・充実を図る。
- (4) 家庭や地域社会と連携・協力しながら取り組めるよう、道徳教育に関する情報を積極的に発信する。

### 実践事項2 「考え、議論する道徳」の授業を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

- (1) 児童生徒や学校の実態に応じて、重点内容項目を複数回位置付けた年間指導計画を作成し、授業の評価や反省を記入する欄を設けるなどして、評価・改善を図る。
- (2) 児童生徒が問題意識をもち、主体的に考え、話し合うことができるように、ねらい、児童生徒の実態に応じて、教材や学習過程、発問などの指導方法を工夫する。
- (3) 全教職員の共通理解による組織的・計画的な評価を行う。  
例：評価のために集める資料や評価方法の明確化、評価結果について教師間での検討、評価の視点などについての共通理解、評価に関する実践事例の蓄積と共有
- (4) 授業における「学習状況（学びの姿）を見取る視点」を明確にし、指導と評価の一体化を図る。

#### <参考資料>

##### 【生徒指導の充実】

文部科学省

- ・ 小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編(H29)
- ・ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【改訂版】(R6. 8)
- ・ 生徒指導提要(R4. 12)
- ・ 情報モラル教育ポータルサイト(文部科学省ホームページにて随時更新)  
<https://www.mext.go.jp/zyoukatsu/moral/>
- ・ 情報モラル学習サイト <https://www.mext.go.jp/moral/#/>



国立教育政策研究所  
青森県教育委員会

- ・ 生徒指導リーフシリーズ(H24～R3)
- ・ いじめ対応の手引き(H31. 3)
- ・ 青森県いじめ防止基本方針(H29. 10)

日本教員工学会

- ・ 「情報モラル」指導実践キックオフガイド(文部科学省委託事業)  
<https://www.japet.or.jp/wp-content/uploads/2021/06/moral-guidebook.pdf>



##### 【道徳教育の充実】

文部科学省

- ・ 小学校・中学校学習指導要領 総則編(H29)
- ・ 小学校・中学校学習指導要領 解説 特別の教科 道徳編(H29)
- ・ 道徳教育アーカイブ(文部科学省ホームページにて随時更新)  
<https://doutoku.mext.go.jp/>



## 体育・健康教育の充実

### 実践事項 1 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

- (1) 学校保健計画に基づき、全教職員の共通理解の下、組織的な実践と評価、見直しを行う。
- (2) 定期健康診断の結果や日常生活における健康観察等により、集団や個人の健康課題を明らかにし、全教職員で共通理解を図るとともに、児童生徒のより積極的な行動につなげる。
- (3) 児童生徒が健康に関する基礎的な知識や技能の習得を通して、健康問題等に適切に対処し、健康な生活を実践することができるよう家庭や地域社会との連携を図る。
- (4) 日常の生活において食育の推進が図られるよう、保護者や地域社会に対し情報提供をするなど、連携した取組を継続する。

### 実践事項 2 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

- (1) 自ら進んで運動に親しむ資質や能力を育てていくため、学校や地域の実態を踏まえた全体計画を作成する。
- (2) 新体力テストの結果等を活用し、体力の向上が図られるよう指導を工夫する。
- (3) 学校の教育活動全体に運動を積極的に取り入れ、仲間とともに多様な運動を計画的・継続的にできる場や時間を多く設定するよう工夫する。

#### <参考資料>

#### 【体育・健康教育の充実】

文部科学省

- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編(H29)
- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 体育・保健体育編(H29)
- ・改訂「生きる力」を育む中学校保健体育の手引き(R2.8)
- ・食に関する指導の手引き 第二次改訂版(H31.3)

スポーツ庁

- ・令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査 報告書(R6)

青森県教育委員会

- ・児童生徒の健康・体力について

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-sports/jidou-seito-kenko-tairyoku.html>



- ・運動プログラム

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-sports/exerciseprogram.html>



- ・あすなろっ子元気アップチャレンジ

<https://www.aguchallenge-aomori.jp/>



文部科学省

青森県教育委員会

下北教育事務所

- ・【参考資料】令和7年度肥満傾向児の出現率

自校の肥満傾向児の出現率を表内の「自校」欄に入力することで、青森県・下北管内との比較ができますので、御活用ください。

※下北教育事務所ホームページよりダウンロード可

[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shimokita/shimokita\\_no\\_kyouiku.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shimokita/shimokita_no_kyouiku.html)



## 特別支援教育の充実

### 実践事項 1 教職員の理解推進と専門性の向上

- (1) 校内研修を組織的に計画し、障がいへの理解を深めたり、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導についての専門性を高めたりする。
- (2) 各教員等の役割に応じて、必要な研修に積極的に参加する。
  - ① 通常の学級の担任等に対する基本的な研修
  - ② 特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任、通級指導担当教員等に対する専門的な研修
  - ③ 特別支援教育支援員等に対する役割の理解についての研修 など
- (3) 外部専門家※との連携、特別支援教育巡回相談員や特別支援学校のセンター的機能の活用などによる専門的な助言等を全教職員間で共有し、各教員等の専門性の向上を図る。

※外部専門家…専門の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学の専門家等、各分野の専門家のこと（SC、SSW、特別支援教育を専門とする大学教授等も含む）

### 実践事項 2 校内支援体制の充実

- (1) 校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心に学校全体で行う支援体制を整備し、関係機関、保護者及び校種間の連携を密にした計画的・継続的な支援を行う。
- (2) 校内委員会等において、特別な配慮を必要とする児童生徒の実態を共有し、学級担任等への支援方策を具体化することで、適切な指導及び必要な支援につなげる。
- (3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用する。
- (4) 学級の実態や児童生徒の障がいの状態等に応じて、適切に特別の教育課程を編成する。
- (5) 通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習は、児童生徒の教育的ニーズを十分把握した上で、校内の協力及び支援体制を構築し、双方にとって効果的な学習活動を設定する。

#### ◆個別の教育支援計画の作成と活用について

- ・ 幼児期から学校卒業後までの長期的な視点で、一貫した適切な支援を行うための個別の教育支援計画を作成し、効果的に活用する。
- ・ 作成のポイント
  - ① 保護者の参画…本人及び保護者と合理的配慮の具体的内容について合意形成を図る。
  - ② 関係機関との連携…関係機関相互の専門性と支援の内容を確認し、役割を明確にする。
  - ③ 具体的な支援内容の設定と評価…支援内容の変更等を把握し、修正しながら一貫した支援の提供を行う。
  - ④ 個別の指導計画への反映…総合的な計画としての個別の教育支援計画を踏まえ、指導の具体化を図るための個別の指導計画を作成する。

#### ◆個別の指導計画の作成と活用について

- ・ 個々の障がいの状態、学習の習得状況、生活年齢等の児童生徒の実態に基づき、指導目標、指導内容、指導方法を明確にした個別の指導計画を作成し、効果的に活用する。
- ・ 作成のポイント
  - ① 児童生徒の実態を踏まえ、各教科等の特質などを考慮し、保護者と連携し作成する。
  - ② 学級担任一人で作成せず、目標や指導方法等を校内委員会で検討するとともに、特別支援教育コーディネーターの助言を受けて作成する。
  - ③ 作成後は、定期的に評価を行い、指導方法や指導内容を改善し、より効果的な指導を行う。

青森県教育支援ファイル  
作成の手引き 改訂版  
一括ダウンロード



個別の教育支援計画と個別の  
指導計画の記入のポイント



個別の教育支援計画と個  
別の指導計画の様式例



## 研修の充実

<p><b>実践事項 1 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実</b></p> <p>(1) 自校の教育課題を明らかにし、校長の方針の下、課題解決に向けて全教職員が日常的に学び合う校内研修体制を整備し、機能させる。</p> <p>(2) 学校の教育課題解決のため、研究のねらいや目指す児童生徒像、研究内容、研究方法、検証方法を明確にし、具体的な校内研修計画を作成する。</p> <p>(3) 研究内容と日常の授業とを密接に関連付け、授業実践を積み重ねる。</p> <p>(4) 授業参観の視点を焦点化し、全教職員が主体的に参加できる研究協議を行い、明らかにした成果と課題を日常の授業実践に生かす。</p> <p>(5) 各種調査、アンケート等の結果分析を基に児童生徒の変容を的確に捉え、研究の成果と課題を明確にし、校内研修の内容、方法の改善を図る。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><b>実践事項 2 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実</b></p> <p>(1) 教育要領・学習指導要領の趣旨や内容を踏まえ、具体的な実践に結び付く研究・研修を進める。</p> <p>(2) 「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業づくりや指導方法の改善、学習評価など、授業改善に資する研究・研修を進める。</p> <p>(3) 架け橋期の教育を充実させるために、「幼保小の架け橋プログラム」を通して幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図る。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ※架け橋期

義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間（生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期）

IV 校内研修計画の作成	<a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shimokita/files/konaikenshukeikaku.pdf">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shimokita/files/konaikenshukeikaku.pdf</a>	
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------

### <参考資料>

#### 【特別支援教育の充実】

文部科学省

- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編(H29)
- ・特別支援学校 教育要領・学習指導要領(H29)
- ・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン(H29.3)

青森県教育委員会

- ・青森県教育支援ファイル作成の手引き 改訂版  
[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/files/201903\\_aomori\\_kyouikushienfile.pdf](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/files/201903_aomori_kyouikushienfile.pdf)



#### 【研修の充実】

文部科学省

- ・幼稚園教育要領解説(H30)
- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編(H29)
- ・幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）  
[https://www.mext.go.jp/content/20220405-mxt\\_youji-000021702\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220405-mxt_youji-000021702_3.pdf)



厚生労働省

- ・保育所保育指針解説(H30)

内閣府・文部科学省

- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説

厚生労働省